

広島県公安委員会告示第 30 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
3 P03 84	告示の日 (令和 5 年 5 月 8 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P フィーバー機動 戦士ガンダム SE ED S	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
2 S17 98	同上	回胴式遊 技機	L からくりサーカ ス G	同上	左同
3 P02 29	同上	ぱちんこ 遊技機	P フィーバークイ ーン II V	株式会社ジェイビー 代表取締役 富山 一郎 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
3 S02 59	同上	回胴式遊 技機	S 戦国恋姫 F C	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同